

# 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 29 年 11 月 10 日

鳥取県知事 平井 伸治

## 1 業務の概要

### (1) 業務の名称

平成 29 年度鳥取県経営革新大賞事例 PR 用小冊子版下作成業務委託

### (2) 業務の内容

県内中小企業に対し経営革新計画の策定の促進を図るため、経営革新計画の承認を受けた県内企業の成功までの取組を紹介する PR 用小冊子を作成するための、版下の作成に係る業務を委託する。

なお、詳細は、別紙仕様書による。

### (3) 契約期間

契約締結日から平成 30 年 2 月 16 日（金）まで

### (4) 予算額

金 800 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 27 年鳥取県告示第 596 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が大分類「イベント・広告・企画」小分類「デザイン企画」に登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成 29 年 12 月 1 日（金）正午までに 5 の（2）の場所に提出すること。この際、この公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に 5 の（2）の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件公告日から本件業務の提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称のいかんを問わず、事業を行うのに必要な施設を有する者であること。

(5) 次のいずれかに該当しないこと。

なお、該当するかどうかについて、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務の下請等をさせること。

### 3 評価方法

提案書等の提出書類の評価は、平成 29 年度鳥取県経営革新大賞事例 P R 用小冊子版下作成業務委託審査会(以下「審査会」という。)において、次の評価基準に基づき審査委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。

#### 【評価基準】

それぞれの審査委員(4人)が下記の基準で採点した能力点(20点満点)の平均点(小数点以下の端数がある場合は、小数点第2位を四捨五入)と価格点(180点満点)を総合し(200点満点)、最も高得点を得た者から順位を付けるものとする。

(能力点)

評価項目	評価の視点	配点
実施体制	業務の実施体制は妥当か(業務の再委託等を予定している場合は提案者が実施主体として妥当か、業務を効果的かつ確実に実施できる体制か)	6
提案者の能力等	県の冊子として、ふさわしい作風か	6
	マンガ作成の実績は十分か	4
	官公庁において同種の業務実績はあるか	4
合計		20

(価格点)

評価項目	評価の視点	配点	評価の基準
見積額	見積金額の安価性	180	$\frac{\text{見積価格(税込)}}{\text{配点} \times (1 - \text{予定価格(税込)})}$ <p>※上記により算出した価格点に、小数点以下の端数がある場合は、小数点第2位を四捨五入する。</p>

### 4 選定方法

3により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行い、受託候補者とする。ただし、作風に関する点数の平均点が3点未満の者については受託候補者として選定しないこととする。

## 5 手続等

### (1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁本庁舎7階  
鳥取県商工労働部企業支援課  
電話 0857-26-7242  
ファクシミリ 0857-26-8117

### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁本庁舎1階  
鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課  
電話 0857-26-7431

### (3) 提案書様式の交付

提案書様式は、インターネットのホームページから入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/99731.htm>

#### ア 交付期間及び時間

平成29年11月10日から平成29年12月15日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### イ 交付場所

(1) に同じ

## 6 提案書等の提出

### (1) 提出書類

提案者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

なお、県へ提出する書類は各1部とする。

ア 平成29年度鳥取県経営革新大賞事例PR用小冊子版下作成業務委託提案書（別紙様式）（以下「提案書」という。）

イ 見積書（様式は任意。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税込み、税抜き双方の金額を明記すること。）

ウ 提案者が過去に制作した作品で、提案者の作風のわかるもの

### (2) 提出方法

(1) に掲げる書類は、持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

### (3) 提出場所

5の(1)に同じ。

### (4) 提出期間及び時間

平成 29 年 11 月 10 日から平成 29 年 12 月 15 日までの間（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとし、郵送による場合は、平成 29 年 12 月 15 日午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

## 7 審査の実施

### (1) 日付

平成 29 年 12 月 18 日（予定）

### (2) 場所

鳥取市東町一丁目 2 2 0 番地 鳥取県庁本庁舎 7 階 商工労働部会議室

### (3) 審査方法

審査は「3 評価方法」に基づき、原則として書類審査により行う。ただし、審査委員長が審査するうえで必要と認める場合は、別途聞き取り等の場を設けることとする。

## 8 契約の締結

4 により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4 により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

## 9 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 10 その他

### (1) 提出書類の無効

2 の参加資格のない者が提出した提出書類及び虚偽の記載がなされた提出書類は、無効とする。

### (2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

### (3) 著作権の取扱い

ア 本事業の実施により生じる一切の著作権は、契約時に締結する契約書により、原則として鳥取県に帰属するものとする。

なお、契約締結前においては、提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

### (5) 失格の取扱い

審査委員に事前に本件について働きかけ等を行った者については失格とする。

### (6) その他

詳細は、平成 29 年度鳥取県経営革新大賞事例 P R 用小冊子版下作成業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領による。